

取りまとめの全体構成

第1 はじめに

第2 本研究会における検討の進め方及び検討の対象

第3 想定ユースケース

- 1 想定ユースケースの抽出
- 2 裁判官業務関係における諸論点
- 3 裁判官業務以外の裁判所業務関係における諸論点
- 4 弁護士・司法書士業務関係における諸論点
- 5 想定ユースケース全体を通じた課題

第4 想定基本機能

- 1 検討の進め方等
- 2 判例文献調査機能
- 3 法的分析機能
- 4 事実認定機能
- 5 事実認定補助場面

第5 その他の利活用場面

- 1 ADRにおける利活用の可能性
- 2 AIエージェントによる訴訟代理人業務の代替
- 3 裁判官の判断傾向分析
- 4 本人訴訟における当事者によるAIの利活用等
- 5 その他の可能性

第6 AIを利用して作成された証拠への対応

- 1 前提
- 2 証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等
- 3 偽造等がされた証拠
- 4 エンハンスされた証拠
- 5 今後の取組の方向性

第7 AI時代における司法の在り方とその課題

- 1 民事司法分野におけるAIの利活用が司法やこれを支える法律実務家の役割に与える影響
- 2 今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方

第8 おわりに

本研究会における主な検討の対象【第3・第4】

想定ユースケース

➤ 検討のアプローチ

- 現在の民事訴訟実務における当面の課題解消に向けて、今後数年程度の間において、裁判所及び弁護士・司法書士の業務においてA Iを利活用することで一定の効果が見込まれると一応想定できるものを抽出して検討

➤ 具体例

- **裁判官業務**：主張整理表・時系列表のたたき台の作成、大量の文書の要約等
- **それ以外の裁判所業務**：手続案内用チャットボットの設置、書式への入力補助等
- **弁護士・司法書士業務**：膨大なデータの集約・分析等、裁判例や文献の要点抽出、主張書面等の着想獲得・素案作成等、登記事項証明書の読み取り等による権利関係確認等

➤ 事実認定補助場面

- 研究会の議論の中で、事実認定に関し、現時点でのA Iでも利活用の可能性があるのではないかと指摘があった場面。具体的には以下の2つの場面

1. 間接事実の要約整理の場面（証拠整理）

間接事実の根拠となる証拠を選別した上で、これらをA Iに入力し、当該証拠の内容を要約整理させる。

2. 事実認定推論過程の説明場面（壁打ち）

対象事実の存否について、一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを入力した上で、事実認定における推論過程の説明をさせる。

想定基本機能

➤ 検討のアプローチ

- 将来的な展望も視野に入れたA I利活用の在り方についても検討
- 法律実務家が、民事訴訟を利用した法的紛争の解決までの流れの中で、役割や職責こそ異なるものの、共通して法的分析能力及び事実認定能力を活用して職務を遂行している実情を踏まえ、民事訴訟実務においてこれらの能力が発揮される場面やこれらの場面において将来的にA Iが利活用される形態を言語化して明らかにすることを試みた
- 具体的には、以下の3つの機能を「想定基本機能」と定義して検討。ただし、現在実装されていない機能も含まれていることから、現時点での検討には限界も

➤ 想定基本機能

• 法的分析機能

当事者本人の言い分（例えば、事実関係や紛争関係者に請求したい事項）を入力することで、その言い分どおりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する訴訟物たる権利又は法律関係について一定の見解（例えば、請求の根拠となる訴訟物たる権利の内容）が出力される機能

• 事実認定機能

一定の事実関係を明示して入力するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由（証拠関係の構造の分析を含む。）についての一定の見解が出力される機能

• 判例文献調査機能（法的分析機能の前提となるもの）

利用者が把握したい法規等に関連する一定の質問や事実関係を入力することで、これに対応する裁判例や文献を検索するとともに、検索結果（裁判例や文献）の概要や利用者が直面する課題に関連する情報を出力する機能

想定ユースケース（裁判官業務関係）における諸論点 【第3・2】

利活用が想定される場面	利活用に伴うリスク・課題等	考えられる対応策
➤ 主張整理表・時系列表のたたき台作成 - 大量の主張書面や証拠等が提出されるような複雑困難な事案において、争点等に関連する事実関係等を抽出・整理して主張整理表・時系列表を作成する際、このような作成作業に要する時間を短縮 ➤ 大量の文書の要約等 - 期日の直前に大量の訴訟資料が提出された際、概要を把握した後に当該訴訟資料を読むなどして期日の空転を防ぐ ➤ 引継ぎ時等における全体像の把握 - 裁判官交代時に早期に全体像等を把握し、引継ぎ直後の審理の停滞を可及的に防止 ➤ 文字起こしや要約 - 当事者とのやり取りに際して、裁判官がメモを取ることに注力することなく、手続を進行 ⇒ 裁判所・当事者間の認識共有を図るための取組にA Iを活用して作業の効率化を図ることで、より充実した争点整理の実現を期待	➤ 出力品質の課題 - 抜け漏れの発生・出力の揺れ（再現性の低さ） - 期日ごとの情報更新への対応の弱さ - 法的理解の不十分さ ➤ 実務上のリスク - 誤導・バイアスの危険 - 過信のリスク（検証姿勢の弛緩） - 倫理面のリスク - 運用上の課題（スキル格差・能力維持の課題） 代表的なA I利活用に伴う技術的リスク ✓ バイアスのある出力、一貫性のない出力 ✓ ハルシネーション等による誤った出力 ✓ ブラックボックス化、判断に関する説明の不足	➤ 透明性の確保 - A Iを活用する手順・方法等について、可能な範囲で公開 - 当事者の関与の在り方は、実務の実情等を踏まえて利用場面ごとの検討が必要。訴訟法等において一律に規律することは困難 - 今後、法律実務家において、裁判官による適正なA I利活用にに関する裁判実務上のプラクティスについて、引き続き検討することを期待 ➤ A Iを活用する手順・方法 - 裁判官が出力の正確性を確認し、必要な補正を行うことは当然（従来からの裁判官倫理の問題と同一） - 最低限のルールと言語化が望ましいが、現時点でその内実を明らかにすることは困難。仮に言語化できても、正当化根拠や形式は、なお慎重な検討が必要

A Iシステムの整備・調達・運用・セキュリティ

- 利用するA Iモデルへの国民の信頼の確保が重要。A Iモデルの選択過程における透明性の確保や定期的な評価のための枠組みについての検討を期待
- 裁判所が管理する日本国内サーバのクラウド上にA Iモデルを配置する手法が総合的に最も妥当
- 利用するA Iモデルの名称は公表することが望ましい
- プロンプトの取扱いにつき、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、システム監査の手法やA Iの利活用をより効果的なものとするための方策の検討を期待

A Iガバナンス

- A I利活用による価値・便益が国民につながることやA I利活用に伴うリスク・課題等を明確化し、対応策を含むA I利活用の方針を策定・公表
- A I統括責任者の下、A I利活用方針を踏まえ、裁判所のA Iの利活用状況について定期的に検証
- 検証は、適切な第三者の関与や結果の公表等で信頼性を確保。個別事件におけるA I利活用の適否の分析評価とならない手法の検討が必要

想定基本機能（１）【第４】

用語	定義	説明
判例文献調査機能 (リーガルリサーチサービス)	利用者が把握したい法規範等に関連する一定の質問や事実関係を入力することで、これに対応する裁判例や文献を検索するとともに、検索結果（裁判例や文献）の概要や利用者が直面する課題に関連する情報を出力する機能	法的分析機能の前提となるものとして、現時点において民間事業者によってリーガルリサーチサービスとして提供されている機能
法的分析機能	当事者本人の言い分（例えば、事実関係や紛争関係者に請求したい事項）を入力することで、その言い分どりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する訴訟物たる権利又は法律関係について一定の見解（例えば、請求の根拠となる訴訟物たる権利の内容）が出力される機能	以下の場面に対応する機能 - 弁護士・司法書士が依頼者が語る生の社会的事実から、依頼者に有利な法律効果が発生するよう法規範の選択（法律構成）をするが、その前提として要件事実を吟味する場面 - 裁判官が訴訟物たる権利又は法律関係の存否を判断するため、要件事実の考え方をを用いて当事者の主張を分析・整理するとともに、当事者による訴訟物又は法律構成の変更の可能性を念頭に置いて、求釈明をしたり法的観点を指摘したりするための前提として、事案に適切な法規範や法律構成を検討する場面
事実認定機能	（法的分析機能と一体的に利用されることを想定）一定の事実関係を明示して入力するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由（証拠関係の構造の分析を含む。）についての一定の見解が出力される機能	以下の場面に対応する機能 - 弁護士・司法書士が事実関係を正確に把握しつつ、事実認定の手法を念頭に置いて、民事訴訟となった場合における立証可能性を検討して、判決や和解の内容を予想する場面 - 裁判官が争いのある主要事実について事実認定をし、その理由を説明する判決書を作成することになることから、審理の段階に応じて、その時々証拠関係に基づいて、事実認定についての暫定的な心証を形成する場面

想定基本機能（２） 【第４・２～５】

判例文献調査機能 (リーガルリサーチサービス)

法的分析機能

事実認定機能

事実認定補助場面

➤価値・便益

- 経験の浅い法律実務家でも、従来よりも短時間で的確な裁判例・文献を検索可能に

➤課題・今後の見通し

- 登載裁判例や文献の範囲等の拡大を期待
- 裁判例や文献のデータセットに付与されるアノテーションデータ（背景となる状況や文脈についての情報に係るデータ）の質に依存し、バイアスが課題
- 民事裁判情報DB始動により、提供される裁判例データセットについて高精度・効率的なアノテーション付与が課題
- サービス利用者のリテラシーの向上が必要

➤利活用の可能性、リスク・課題等

- 弁護士等：事実関係・判例等の調査→法律構成検討等のスパイラル的シミュレーションの質を向上。新たな法形成減少への懸念も
- 裁判官：利活用場面は限定的。心証形成への影響力が強く、慎重な検討が必要

➤実装の前提となるデータセット

- 少なくとも相当数の裁判例が必要。
- 裁判例から法律構成等を分析抽出したアノテーションデータ付与が不可欠と想定

➤実装に向けた展望

- 民事裁判情報DB始動でデータセットとして利用可能な裁判例が飛躍的に増加し、実装可能性が高まりつつある
- 民間の競争環境で研究開発・機能向上を図ることが適切

➤利活用の可能性、リスク・課題等

- 弁護士等：法的分析機能と同様
- 裁判官：出力や根拠となった他事件の訴訟記録を参照することについての理論的な検討が必要との指摘があり、利活用の適否自体を慎重に検討する必要。他事件の訴訟記録の分析検討に相当の時間を要し、合理性に乏しいとの指摘も

➤実装の前提となるデータセット

- 少なくとも相当数の判決書を含む訴訟記録が必要。
- 事実認定過程を説明するアノテーションデータが別途必要となる想定

➤実装に向けた展望

- 必要なデータセットには個人情報等の機微情報が多数含まれる等の課題が多く、利活用の是非・条件の検討が必要
- 実装を具体的に検討する段階になく、民間等の研究開発に期待

➤利活用の可能性

- より充実した争点整理の実現に資する可能性
- 裁判所の判断理由等の説得力向上に寄与する可能性も
- ただし、入力に工夫が必要。出力精度は現時点では未知数

➤リスク・課題等及び対応策

- 間接事実の要約整理場面は、争点整理場面での利活用と類似
- 事実認定推論過程の説明場面は、裁判官の判断過程に近く、より慎重な検証・検討が必要
- 有用性を含めた実現可能性やリスク・課題等の検証を含め、検討を進めることを期待

想定ユースケース（弁護士・司法書士業務）【第3・1, 4】

A I を利用して作成された証拠への対応【第6】

想定ユースケース（弁護士・司法書士業務）

➤ 利活用の具体例

- 膨大なデータの集約・分析等、裁判例や文献の要点抽出、主張書面等の着想獲得・素案作成等、登記事項証明書の読み取り等による権利関係確認等、様々な場面での利活用を想定

➤ リスク・課題等

- 裁判所業務と大きく異なる点はないが、訴訟代理人として求められる役割を自覚し、A I の利活用において求められるヒューマン・イン・ザ・ループの内実を確保していくことが重要

➤ 依頼者等との関係

- 原則として、出力を用いた結果につき、弁護士・司法書士に責任
- A I の利活用の場面、範囲及び方法等につき留意すべき点は少なくないが、画一化は困難であり、自律的・継続的な検討が望ましい

➤ 秘密保持義務

- 秘密保持義務の対象情報等の入力に適切な対応が必要

➤ A I 利活用環境

- 利活用環境の格差が生じるおそれ。引き続き検討を期待

➤ A I ガバナンス

- 所属する弁護士・司法書士、事務職員への研修も求められる
- 注意事項等の周知、ルール化要否の検討を期待

A I を利用して作成された証拠への対応

➤ 証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等

- 現在も、資料が不自然でないかなどを十分に吟味・検討して証拠提出するも限界あり
- 明らかな偽造等でなければ依頼者を信じざるを得ない側面もあるとの指摘あり
- 偽造等の危険性チェックの在り方を含め最低限の水準等の整理が必要との指摘も

➤ 偽造等がされた証拠

- 証拠提出ルール：確認的にであっても、偽造証拠提出禁止の規律を設けるべきとの意見もあったが、更なる規律の要否は、実効性、他との整合性から慎重な検討が必要
- 判断枠組み：A I による偽造等判定の技術的フローは確立しておらず、枠組みを設けるのは時期尚早。まずは、法律実務家による事件類型に応じた具体的検討を期待

➤ エンハンス

- 偽造等と異なり、有用な場面もあるため、一律禁止は不相当。他方で、エンハンスの程度によっては、証拠評価を誤らせる可能性もあるが、その程度を客観的に区別して的確なルールを定めることは困難
- まずは証拠申出時にAI利用の有無等を明示するプラクティス等を期待

➤ 今後の取組の方向性

- 法律実務家における実情把握、不断の検討を期待
- 法律実務家以外の知見や、技術仕様の在り方等の情報発信が必要との指摘も

A I 時代における司法の在り方とその課題【第7】／おわりに 【第8】

A I 時代における民事司法の在り方

司法や法律実務家の役割に与える影響

➤ 民事司法分野におけるA Iの利活用の意義

- A Iの利活用により、司法アクセスの維持・拡充、適正・迅速かつ実効的な司法救済といった国民の期待により一層応えていくべき
- A Iの利活用は、民事司法の標準化・均質化・安定化に資するとともに、裁判所や法律実務家という限られた社会的資源のより最適な形で再配分を促すもの

➤ A Iによる司法作用代替の可能性

- 憲法は、裁判の基本的な担い手として、法律専門職である裁判官を想定し、司法権の行使を信託したものと理解。個人の尊重（憲法13条）の観点からは、A Iではなく、人間である裁判官が国民と向き合いながら裁判を行うことが求められ、A Iに司法の作用を代替させることを指向することは相当ではない

➤ 法律実務家の役割に与える影響

- A I利活用が進展する中でも高度な法的専門性を維持・向上させることを期待。もっとも、その専門性には、時に国民感覚から乖離したり、無意識のバイアスが潜んでいる可能性もあることから、こうした潜在的課題にも真摯に向き合い、民事司法に対する国民の期待により一層応えることも重要
- A Iの利活用を契機に法律実務家がそれぞれの役割の在り方について意識的に議論すべき

教育・研修の在り方

➤ A I時代に求められる能力等

- A Iを過信することのないよう、出力が法的・倫理的に妥当であるかを批判的に検証する能力が今後一層重要に
- A Iの利活用によって、高度の法的専門性の維持・向上が難しくなる可能性があるとの指摘も踏まえ、引き続き、教育・研修の在り方を検討していく必要があるとの意見

➤ 教育・研修の在り方

- 法曹養成全般として、A Iに頼らない高度の法的知識や法的思考力・批判的思考力の涵養のための教育は、今後の法曹養成の中核であり続け、O J Tを通じた研さんが重要との意見
- 裁判官については、従前から行われてきた審理運営ノウハウの伝承の取組を継続・強化することに加え、失敗例も含めた議論により、裁判官集団全体としてA Iの適正な利活用の進展を期待
- 弁護士・司法書士についても、A I時代に求められる弁護士・司法書士の能力を踏まえた研修等の在り方を自律的・継続的に検討していく必要

おわりに

- 民事司法分野におけるA Iの利活用は、それ自体が目的ではなく、社会経済の発展を促し、より良い社会を形成・維持することを目的とすべき
- A Iの利活用の検討が進む中で、法律実務家等は、改めて法や裁判、法律実務家の価値や役割を見つめ直し、その内実を当事者・国民にも分かりやすい形で明らかにして、民事司法の存在意義についても広く国民の理解を得て、信頼を高めていくことが求められる
- 法律実務家等においては、短期的課題について速やかに具体的検討を開始し、中長期的課題についても問題意識を共有し、批判も含めた議論が始まっていくことで、不断かつ柔軟に見直しがされることが望まれる